五六」に、「四・五〇一」を「四・五五一」に、「四・二一四」を「四・二六一」に、「三・九四三」を「三・九八七」に、「三・六八五」を「三・七二七」に、「三・四四一」を「三・四八一」に、「三・二〇九」を「三・二四七」に、「二・九九〇」を「三・〇二六」に、「二・七八二」を「二・八一六」に、「二・五八五」を「二・六一七」に、「二・三九八」を「二・四二八」に、「二・二二一」を「二・二五〇」に、「二・〇五三」を「二・〇八〇」に、「一・八九四」を「一・九二〇」に、「一・七四三」を「一・七六七」に、「一・六〇〇」を「一・六二三」に、「一・四六四」を「一・四八六」に、「一・三五七」を「一・三七七」に、「一・二一四」を「一・二三四」に、「一・〇九九」を「一・一一七」に、「〇・九八九」を「一・〇〇七」に、「〇・八八五」を「〇・九〇二」に、「〇・七八七」を「〇・八〇三」に、「〇・六九四」を「〇・七〇九」に、「〇・六〇六」を「〇・六二〇」に、「〇・五二二」を「〇・五三六」に、「〇・四四三」を「〇・四五六」に、「〇・三八〇」を「〇・三九七」に、「〇・三二七」を「〇・三四一」に、「〇・二六四」を「〇・二七六」に、「〇・二二六」を「〇・二三七」に、「〇・一六九」を「〇・一七九」に、「〇・一五二」を「〇・一六二」に、「〇・一三六」を「〇・一四六」に、「〇・一一六」を「〇・一二六」に、「〇・〇九七」を「〇・一〇七」に、「〇・〇八一」を「〇・〇九〇」に、「〇・〇六六」を「〇・〇七五」に、「〇・〇五三」を「〇・〇六三」に、「〇・〇四一」を「〇・〇五〇」に、「〇・〇三一」を「〇・〇四一」に、「〇・〇二四」を「〇・〇三三」に、「〇・〇一八」を「〇・〇二七」に、「〇・〇一四」を「〇・〇二三」に、「〇・〇一三」を「〇・〇二二」に、「〇・〇一二」を「〇・〇二一」に、「〇・〇一〇」を「〇・〇一九」に、「〇・〇〇九」を「〇・〇一八」に、「〇・〇〇八」を「〇・〇一七」に、「〇・〇〇六」を「〇・〇一五」に改め、同表に次のように加える。

令和四年度	〇・〇〇九

（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第五条　厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項中「一・三二四五四五」を「一・三四八一八二」に、「一・三二〇〇〇〇」を「一・三四三六三六」に、「一・三一九〇九一」を「一・三四二七二七」に、「一・三〇九〇九一」を「一・三三一八一八」に、「一・三〇〇〇〇〇」を「一・三二二七二七」に、「一・二九四五四五」を「一・三一七二七三」に、「一・二八九〇九一」を「一・二六二七二七」に、「一・二五二七二七」を「一・二八四五四五」に、「一・二五二七二七」を「一・二七五万二千八百八十円」を「七十五万二千八百円」に改め、同条第五項中「一・〇三九五九二」を「一・〇五八〇〇七」に、「一・〇三七七五〇」を「一・〇五六一六六」に改める。

第六条　国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部改正）

国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十二年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項第一号イ中「四・三二九」を「四・四一一」に改める。

（北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行令の一部改正）

第七条　北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行令（平成十四年政令第四百七号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「八・九一四」を「九・〇〇三」に、「八・三九七」を「八・四八一」に、「七・九〇七」を「七・九八七」に、「七・四四三」を「七・五一九」に、「七・〇〇二」を「七・〇七五」に、「六・五八五」を「六・六五四」に、「六・一九〇」を「六・二五五」に、「五・八一五」を「五・八七六」に、「五・四六〇」を「五・五一八」に、「五・一二三」を「五・一七八」に、「四・八〇四」を「四・八五六」に、「四・五〇一」を「四・五五一」に、「四・二一四」を「四・二六一」に、「三・九四三」を「三・九八七」に、「三・六八五」を「三・七二七」に、「三・四四一」を「三・四八一」に、「二・九九〇」を「三・〇二六」に改める。

令和二年度	〇・〇八六

（国民年金法による改定率の改定等に関する政令の一部改正）

第八条　国民年金法による改定率の改定等に関する政令（平成十七年政令第九十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「令和六年度」を「令和七年度」に改め、同条中「令和六年度」を「令和七年度」に、「一・〇四二」を「一・〇六二」に、「一・〇四五」を「一・〇六五」に改める。

第二条の見出し中「令和六年度及び令和七年度」を「令和七年度及び令和八年度」に改め、同条第一項中「令和六年度」を「令和七年度」に、「〇・九九九」を「一・〇三〇」に改め、同条第二項中「令和七年度」を「令和八年度」に、「一・〇三〇」を「一・〇五四」に改める。

第四条（見出しを含む。）中「令和六年度」を「令和七年度」に改める。

第五条の見出し中「令和六年度」を「令和七年度」に改め、同条中「令和六年度」を「令和七年度」に、「五十万円」を「五十一万円」に改める。

令和四年度

別表第二中「五・三三〇」を「五・五〇一」に、「五・〇一一」を「五・一七四」に、「四・六二九」を「四・七八一」に、「四・二三一」を「四・三七二」に、「四・〇三五」を「四・一七一」に、「三・七二三」を「三・八五〇」に、「三・四九四」を「三・六一五」に、「三・三二一」を「三・四三八」に、「三・一〇三」を「三・二一四」に、「二・九〇一」を「三・〇〇六」に、「二・六二二」を「二・七二〇」に、「二・四〇七」を「二・四九九」に、「二・二四八」を「二・三三六」に、「一・九八六」を「一・一一三」に、「一・九〇八」を「一・一七〇」に、「〇・九八四」を「〇・一〇四」に、「〇・八三五」を「〇・九〇二」に、「〇・七八一」を「〇・八五〇」に、「〇・六九八」を「〇・七五三」に、「〇・六五三」を「〇・七一〇」に、「〇・五七七」を「〇・六二七」に、「〇・四六四」を「〇・五〇三」に、「〇・四二四」を「〇・四六二」に、「〇・三七五」を「〇・四三一」に、「〇・三三一」を「〇・三六〇」に、「〇・三一〇」を「〇・三四一」に、「〇・二九一」を「〇・三一七」に、「〇・二七一」を「〇・二九五」に、「〇・二五二」を「〇・二八六」に、「〇・二二二」を「〇・二四五」に、「〇・一九三」を「〇・二〇一」に、「〇・一七八」を「〇・一九九」に、「〇・一四一」を「〇・一七一」に、「〇・一二〇」を「〇・一四七」に、「〇・一一七」を「〇・一四四」に、「〇・一〇八」を「〇・一二九」に、「〇・〇九二」を「〇・一一三」に、「〇・〇七九」を「〇・一〇八」に、「〇・〇六三」を「〇・〇九二」に改め、同表に次のように加える。

令和四年度	〇・〇〇九